

# マイナンバー制度の活用が広がります



マイナンバー法に基づき、これまで行政機関など窓口手続で提出する必要があった書類を省略できるように専用のネットワークシステムによる情報連携が全国で始まりました。マイナンバーと本人確認書類(※1)の提示ができれば、役場では下記手続きの添付資料が不要になります。詳しくは10ページ(本人確認を行うときに使用する書類の例)をご覧ください。

## 〈問い合わせ〉

住民福祉課 住基・戸籍係  
TEL(67) 2702

## 主な事務と省略可能な添付資料一覧

区分	主な手続き	省略可能な書類例	該当事例
児童手当	認定請求	住民票(※2) 所得証明書(※3)	第1子の届出
	現況届		
	額改定		第2子以降の届出
児童扶養手当	住所異動(転入)	所得証明書(※3)	父母が婚姻を解消した児童や 父または母が死亡した 児童の届出など
	認定請求		
	現況届		
	額改定		世帯員変更の届出など
特別児童扶養手当	支給申請	所得証明書	
障害児通所支援・ 入所支援	申請	課税証明書	
		生活保護受給証明書	
障害福祉サービス	申請	課税証明書	
		生活保護受給証明書	
介護保険	被保険者証交付の申請	医療保険被保険者証(※4)	
	保険料の減免申請	住民票	
		課税証明書	
公営住宅	入居申請	住民票	入居者のみ (保証人分は省略できません)
		所得証明書	
		生活保護受給証明書	

※1 本人確認書類の提示は本人へのなりすまし防止のため提示していただくものです。

※2 進学・通学などを理由に手当の対象児童と別居をしているものの同一生計家族としている場合、児童と同世帯の住民票が必要です。

※3 所得証明書は1月1日に住所があった市区町村から申告されたデータを受領します。  
村外から転入した人はその年の1月1日の住所地を手続時に担当者に伝えてください。

※4 国共済・地共済、私学共済、一部の健康保険組合などや協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引き続き健康保険証が必要になります。

※上記とは別に、マイナンバーを利用する事務手続きには、添付資料の省略はありませんが、確定申告、後期高齢者医療保険、保育所の入所申し込み、妊婦の届出などのマイナンバーを申請書などに記載する事務もありますので、マイナンバーの提示と本人確認資料の持参をお願いします。